



託送供給等約款の変更認可申請について

沖縄電力株式会社
送配電本部
2023年12月20日

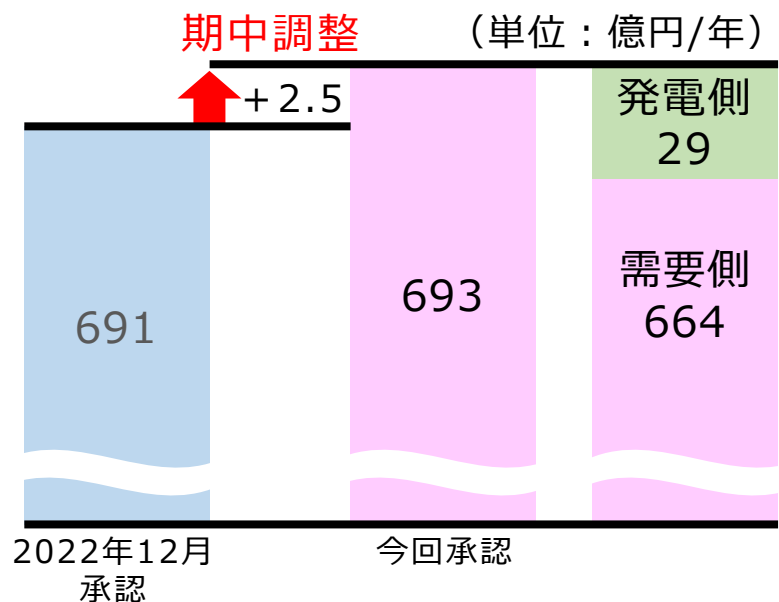
- 当社は、2024年4月からの「発電側課金制度（系統連系受電サービス）の導入」および2023年11月24日に経済産業大臣から変更の承認を受けた「託送供給等に係る収入の見通し」を踏まえ、下記のとおり託送供給等約款の変更認可申請を行いました。

項 目	内 容
1 託送料金原価の整理 ＜ P 2 ＞	・ 承認を受けた「収入の見通し」について、算定規則※1に則り、 <u>発電側原価および需要側原価に整理</u> いたしました。
2 発電側託送料金単価および系統設備効率化割引の設定 ＜ P 3 ＞	・ 整理した発電側原価を基に、 <u>発電側託送料金単価を設定</u> いたしました。 ・ また、系統に与える影響※2に応じて料金を割引する <u>系統設備効率化割引を設定</u> いたしました。
3 需要側託送料金単価の見直し ＜ P 4 ＞	・ 整理した需要側原価を基に、 <u>需要側託送料金単価を見直し</u> いたしました。
4 約款規定の見直し ＜ P 6 ＞	・ <u>発電側課金制度の導入に係る必要事項の規定、需要側託送料金の制限中止割引の廃止、損失率の見直し等</u> を行いました。

※1 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則
※2 設備投資の効率化、電気の潮流状況の改善

- 承認された「収入の見通し（693億円/年）」を、算定規則に則り、発電側原価および需要側原価に整理いたしました。
- その結果、発電側原価は29億円/年、需要側原価は664億円/年となりました。
- 平均単価は、発電側が0.43円となりました。また、需要側は現行に比べて特別高圧が▲0.26円（▲6.2%）、高圧が▲0.34円（▲5.1%）、低圧が▲0.35円（▲2.9%）となりました。

<収入の見通し>



<平均単価（税抜）>

（単位：円/kWh）

	現行	今回申請	差	改定率
発 電 側	—	0.43	—	—
特別高圧	4.21	3.95	▲0.26	▲6.2%
高 圧	6.73	6.39	▲0.34	▲5.1%
低 圧	11.88	11.53	▲0.35	▲2.9%

※現行は2023～2027年度、今回申請は2024～2027年度の平均単価

- 整理した発電側原価を、算定規則に則り、基本料金により回収する費用の額と、電力量料金により回収する費用の額とが等しくなるように**発電側託送料金（系統連系受電サービス料金）単価を設定**いたしました。
- また、系統に与える影響を踏まえ変電所等单位で割引区分を設定し、電源の連系変電所等に応じて料金を割引する**系統設備効率化割引を設定**いたしました。

<発電側託送料金（系統連系受電サービス料金）単価（税込）>

区 分	基本料金（円/kW）※	電力量料金（円/kWh）
沖 縄 本 島	69.95	0.24
特高系統のある離島	67.60	
特高系統のない離島	67.58	

※基本料金単価は、割引相当額付加単価を反映して設定する。基幹系統・特高系統の有無により異なるため上記3区分の設定となる。

<系統設備効率化割引（税込）>

区 分		割引単価（円/kW）	割引対象変電所等※2
系統設備効率化 割引A	A-1	16.50	友寄変電所，西那覇変電所，北那覇変電所 等
	A-2※1	8.51	西原変電所
	A-3※1	4.26	－
系統設備効率化 割引B	B-1	51.07	高安変電所，小禄変電所，那覇変電所 等
	B-2	26.19	糸満変電所，阿波根変電所，与根変電所 等

※1 基幹系統に接続する電源のA-2、A-3割引単価は半額となる。 ※2 割引対象変電所等の一覧は15スライドに掲載。

- 「事業計画」を着実に実行するためには、基本料金による回収割合を高め、収支安定性の向上を図ることが必要となります。しかしながら、物価高騰に直面している状況下においては、低負荷率の事業者やご家庭への影響を踏まえ、基本料金回収率の引き上げは段階的に実施することが求められるものと考えております。
- そのため、今回の需要側託送料金の見直しは以下の手法により実施いたしました。
 - 期中調整分は、期初時点で実績が確定していなかったものであり、期初において低負荷率の事業者やご家庭への影響を考慮して設定した基本料金回収率で、基本料金と電力量料金に配分いたしました。
 - 発電側課金の影響は、託送料金原価の約 7 割を占める固定費の一部を電力量料金として回収している現状※を踏まえ、電力量料金原価中の固定費から減額いたしました。
- これにより、基本料金回収率は、特別高圧が + 1.6pt、高圧が + 2.0pt、低圧が + 0.4ptとなります。

※現状の基本料金回収率は約 2 割に留まる。

<需要側託送料金（標準接続送電サービス料金）単価（税込）>

DC：基本料金（円/kW） EC：電力量料金（円/kWh）		現行	今回申請	差	改定率	基本料金回収率	
特別高圧		DC	469.70	472.49	+2.79	+0.6%	24.5%（+1.6pt）
		EC	3.61	3.32	▲0.29	▲8.0%	
高 圧		DC	710.60	713.93	+3.33	+0.5%	34.7%（+2.0pt）
		EC	4.99	4.59	▲0.40	▲8.0%	
低圧	動力	DC	795.30	797.20	+1.90	+0.2%	13.4%（+0.4pt）
		EC	8.16	7.59	▲0.57	▲7.0%	
	電灯	DC	303.60	304.58	+0.98	+0.3%	
		EC	11.91	11.54	▲0.37	▲3.1%	

(参考) 需要側託送料金単価の見直しによる影響

5

- 各電圧における改定率は、高使用量、平均使用量、低使用量いずれのケースもマイナスとなります。
(▲6.5～▲1.7%)

(税込)

		契約電力	月間使用量		現行料金	今回申請料金	改定率
特別 高 圧		1,980kW (力率100%)	高使用量	1,040千kWh	4,543千円	4,246千円	▲6.5%
			平均使用量	693千kWh	3,292千円	3,095千円	▲6.0%
			低使用量	347千kWh	2,041千円	1,945千円	▲4.7%
高 圧		90kW (力率100%)	高使用量	24,300kWh	175千円	166千円	▲5.1%
			平均使用量	16,200kWh	135千円	128千円	▲5.2%
			低使用量	8,100kWh	94千円	91千円	▲3.2%
低 圧	動力	8kW	高使用量	840kWh	13,216円	12,753円	▲3.5%
			平均使用量	560kWh	10,932円	10,628円	▲2.8%
			低使用量	280kWh	8,647円	8,502円	▲1.7%
	電 灯	—	高使用量	400kWh	5,067円	4,920円	▲2.9%
			平均使用量	260kWh	3,400円	3,304円	▲2.8%
			低使用量	130kWh	1,851円	1,804円	▲2.5%

- 下表のとおり、発電側課金制度の導入に係る必要事項や、その他供給条件の見直しを行いました。

変更項目	変更内容
発電側課金制度の導入に係る必要事項について新たに規定	● 発電側課金制度の導入に伴い、契約の申込み、料金算定、請求、回収、契約の終了等の必要な事項を新たに規定いたします。
需要側託送料金の 需要地近接性評価割引の廃止	● 需要地に近い地域に設置された電源を利用する場合の潮流改善効果を評価する「需要地近接性評価割引」は、発電側課金制度で新たに導入する「系統設備効率化割引」と趣旨や考え方が重複していることから廃止いたします。
需要側託送料金の 制限中止割引※の廃止	● 需要側託送料金の制限中止割引について、1年間の経過措置を設け2025年度から廃止いたします。

※自然災害に伴う送配電設備の故障や設備保全工事等による停電等により需要家の電気の使用が制限または中止されるとき割引。

変更項目	変更内容												
翌々日計画の提出について新たに規定	電力広域的運営推進機関において、2024年度から需給注意報発出を検討するために翌々日断面における広域予備率を算出することが整理されたことから、小売電気事業者等が翌々日計画を提出することを新たに規定いたしました。												
系統連系技術要件（託送供給等約款 別冊）の見直し	「電気設備に関する技術基準を定める省令」の改正を受けた、自家用電気工作物へのサイバーセキュリティ要件の追加等を行いました。												
損失率の見直し	国の審議会での整理により、スマートメーターの設置が完了（当社は2024年度末）するまでの間は、至近過去3年の実績値の平均値を用いて、損失率を毎年更新するとされているため、変更いたしました。 <table><tr><th>電 圧</th><th>現 行</th><th>見直し後</th></tr><tr><td>特別高圧</td><td>0.6 %</td><td>0.6 %</td></tr><tr><td>高 圧</td><td>2.5 %</td><td>2.6 %</td></tr><tr><td>低 圧</td><td>6.0 %</td><td>6.4 %</td></tr></table>	電 圧	現 行	見直し後	特別高圧	0.6 %	0.6 %	高 圧	2.5 %	2.6 %	低 圧	6.0 %	6.4 %
電 圧	現 行	見直し後											
特別高圧	0.6 %	0.6 %											
高 圧	2.5 %	2.6 %											
低 圧	6.0 %	6.4 %											

- 申請書類について、下表のとおり誤りがございました。お詫び申し上げます。

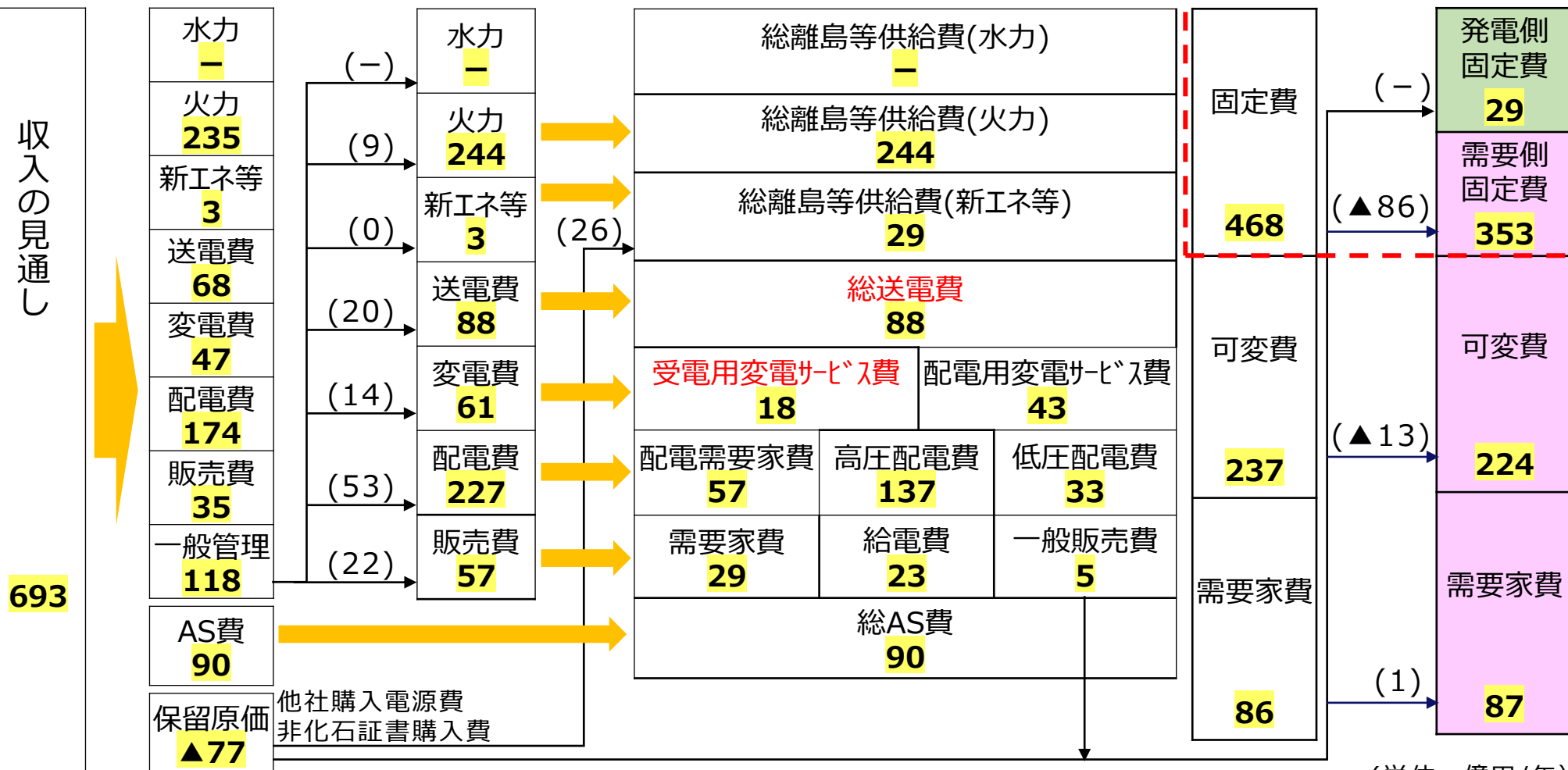
誤りのあった箇所		内 容
別紙「託送供給等約款」 別表 2（系統設備効率化割引の対象変電所等）		国の審議会等の整理において、系統設備効率化割引Bの判定は、配電用変電所単位で行うとされているところ、配電塔等を割引判定の対象に含めておりました。
電気事業法施行規則第19条第2項の 規定に基づく 添付書類	2 託送供給等約款の変更の内容および新旧比較表	
	4 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類 【様式第6】 送配電関連需要明細表	「口数」について、「低圧需要」および「合計」の数値に転記ミスがございました。
	4 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類 【様式第8】 送配電関連需要種別原価等と需要側託送供給料金収入の比較表及び発電側送配電関連原価等と発電側託送供給料金収入の比較表	「販売電力量又は発電電等量」について、当社は従前より「10^3kWh」を単位として記載しておりますが、今般の様式改定に伴い様式上の単位の変更が漏れておりました。（「10^6kWh」のままとなっている）

(参考) 費用の配賦 (個別原価計算)

9

「収入の見通し」について、算定規則に則り、費用の機能や性質に応じて、発電側原価（固定費）および需要側原価（固定費・可変費・需要家費）へ整理を行う。

※ 発電側への配分は10スライド参照



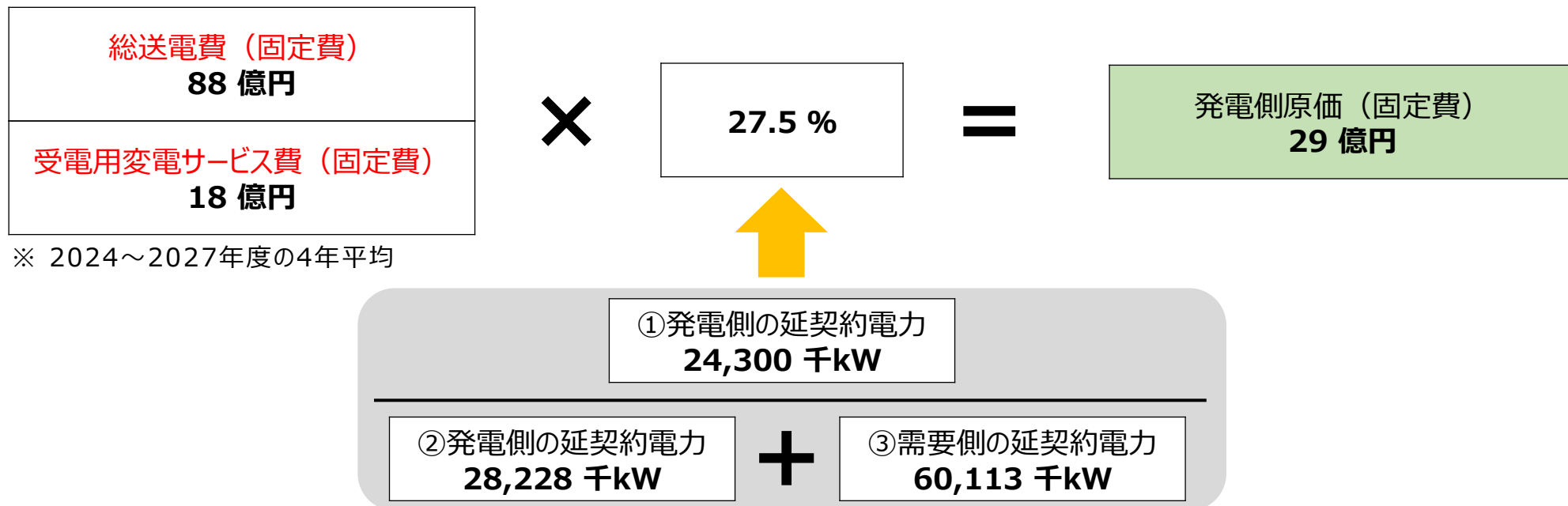
※ 2024～2027年度の4年平均

※ 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

※ 省令改正により、期初時点で変電費に整理していた「蓄電池の費用」を、AS費、新エネ等に変更している。

(単位：億円/年)

発電側・需要側の両方で等しく受益していると考えられる「総送電費」と「受電用変電サービス費」について、算定規則に則り、発電側課金対象電源のkWをもとに発電側へ配分する。



- ① 「発電量調整供給等に係る延契約電力[※]に相当する値」から「既認定FIT・FIP（10kW以上）に係る延契約電力に相当する値」および「10kW未満電源の延契約電力に相当する値」を差し引いた値
- ② 「発電量調整供給等に係る延契約電力に相当する値」から「10kW未満電源の延契約電力に相当する値」を差し引いた値
- ③ 「接続供給等に係る月ごとの契約電力を合計して得た値」

なお、①②は2024～2027年度の4年平均、③は2023～2027年度の5年平均

※ 延契約電力は、月ごとの契約電力（ただし、同一地点の接続供給等に係る月ごとの契約電力等を差し引いたもの）を合計して得た値のこと。
①②において同じ。

需要側原価について、算定規則に則り、特別高圧・高圧・低圧へ配分。

需要側固定費

- ・総離島等供給費
- ・総アンサリサービス費
- ・総送電費
- ・受電用変電サービス費
- ・給電費

- ・配電用変電サービス費
- ・高圧配電費

- ・低圧配電費

2:1:1比

14.290 %

37.989 %

47.721 %

需要側固定費

特別高圧需要

高圧需要

低圧需要

2:1比

28.475 %

71.525 %

高圧需要

低圧需要

低圧に直課

低圧需要

可変費

- ・総離島等供給費
- ・総アンサリサービス費
- ・総送電費
- ・受電用変電サービス費
- ・給電費

- ・配電用変電サービス費
- ・高圧配電費

- ・低圧配電費

発受電等量比
(三需要種別比)

17.632 %

36.053 %

46.315 %

可変費

特別高圧需要

高圧需要

低圧需要

発受電等量比
(二需要種別比)

43.770 %

56.230 %

高圧需要

低圧需要

低圧に直課

低圧需要

需要家費

口数比

0.011 %

0.676 %

99.313 %

特別高圧需要

高圧需要

低圧需要

※ 一部は事業者で設定したルール

需要側原価（三需要種別）

特別高圧需要
58 億円

高圧需要
187 億円

低圧需要
419 億円

※ 2024～2027年度の4年平均

<接続送電サービス料金（税込）>

契約種別					単位	料金単価（円）		
						現行	今回申請	
低圧	電灯定額 接続送電サービス	電灯 料金	10Wまで		1灯	50.14	48.68	
			10Wをこえ20Wまで		1灯	100.28	97.35	
			20Wをこえ40Wまで		1灯	200.55	194.70	
			40Wをこえ60Wまで		1灯	300.82	292.04	
			60Wをこえ100Wまで		1灯	501.37	486.74	
			100Wをこえる100Wまでごとに		1灯	501.37	486.74	
		小型 機器 料金	50VAまで		1機器	149.56	145.20	
			50VAをこえ100VAまで		1機器	299.12	290.39	
			100VAをこえる100VAまでごとに		1機器	299.12	290.39	
	電灯標準 接続送電サービス	基本料金			1契約	303.60	304.58	
		電力量料金			1kWh	11.91	11.54	
	電灯時間帯別 接続送電サービス	基本料金			1契約	303.60	304.58	
		電力量料金		昼間時間	1kWh	12.94	12.53	
				夜間時間	1kWh	10.81	10.46	
	電灯従量接続送電サービス					1kWh	16.90	16.52
	動力標準 接続送電サービス	基本 料金	実量契約			1kW	795.30	797.20
			主開閉器契約			1kW	652.30	653.71
		電力量料金			1kWh	8.16	7.59	
	動力時間帯別 接続送電サービス	基本 料金	実量契約			1kW	795.30	797.20
			主開閉器契約			1kW	652.30	653.71
		電力量料金		昼間時間	1kWh	8.84	8.23	
				夜間時間	1kWh	7.41	6.90	
	動力従量接続送電サービス					1kWh	21.21	20.66

<接続送電サービス料金（税込）>

契約種別					単位	料金単価（円）	
						現行	今回申請
高圧	高圧標準 接続送電サービス	基本料金			1kW	710.60	713.93
		電力量料金			1kWh	4.99	4.59
	高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金			1kW	710.60	713.93
		電力量料金	昼間時間	1kWh	5.40	5.02	
			夜間時間	1kWh	4.55	4.14	
	高圧従量接続送電サービス				1kWh	16.64	16.28
	ピークシフト割引				1kW	603.90	606.85
特別 高圧	特別高圧標準 接続送電サービス	基本料金			1kW	469.70	472.49
		電力量料金			1kWh	3.61	3.32
	特別高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金			1kW	469.70	472.49
		電力量料金	昼間時間	1kWh	3.89	3.61	
			夜間時間	1kWh	3.30	3.00	
	特別高圧従量接続送電サービス				1kWh	11.31	11.07
	ピークシフト割引				1kW	399.30	401.62

<臨時接続送電サービス料金（税込）>

契約種別			単位	料金単価（円）	
				現行	今回申請
低圧	電灯臨時定額 接続送電サービス	50VAまで	1日	4.42	4.29
		50VAをこえ100VAまで	1日	8.84	8.59
		100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに	1日	8.84	8.59
		500VAをこえ1kVAまで	1日	88.47	85.90
		1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに	1日	88.47	85.90
	電灯臨時 接続送電サービス	基本料金	1契約	電灯標準接続送電 サービスの料金率を 10%割増したもの	電灯標準接続送電 サービスの料金率を 10%割増したもの
		電力量料金	1kWh		
	動力臨時定額接続送電サービス		1kW1日	114.06	109.74
	動力臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	動力標準接続送電 サービスの料金率を 20%割増したもの	動力標準接続送電 サービスの料金率を 20%割増したもの
		電力量料金	1kWh		
高圧	高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続送電 サービスの料金率を 20%割増したもの	高圧標準接続送電 サービスの料金率を 20%割増したもの
		電力量料金	1kWh		
特別 高圧	特別高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準接続送 電サービスの料金率 を20%割増したもの	特別高圧標準接続送 電サービスの料金率 を20%割増したもの
		電力量料金	1kWh		

<予備送電サービス料金（税込）>

契約種別			単位	料金単価（円）	
				現行	今回申請
高圧	予備送電サービスA		1kW	124.30	124.94
	予備送電サービスB		1kW	151.80	152.06
特別高圧	予備送電サービスA		1kW	82.50	83.16
	予備送電サービスB		1kW	106.70	107.26

＜系統連系受電サービス料金（税込）＞

			単位	単価（円）
系統連系受電サービス	基本料金	沖 縄 本 島	1kW	69.95
		特別高圧系統のある離島（※１）	1kW	67.60
		特別高圧系統のない離島（※２）	1kW	67.58
	電力量料金		1kWh	0.24
系統設備効率化割引	A－１		1kW	16.50
	A－２（60kV超過）		1kW	4.26
	A－２（60kV以下）		1kW	8.51
	A－３（60kV超過）		1kW	2.13
	A－３（60kV以下）		1kW	4.26
	B－１		1kW	51.07
	B－２		1kW	26.19

（※１）宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地）、新城島（下地）

（※２）粟国島、渡名喜島、久米島、奥武島、オーハ島、北大東島、南大東島、多良間島、水納島、波照間島、与那国島

＜割引対象変電所等＞

割引区分	割引対象変電所等
A－１	友寄変電所、西那覇変電所、北那覇変電所、牧港第一変電所
A－２	西原変電所
A－３	－
B－１	友寄変電所、高安変電所、小禄変電所、那覇変電所、東町変電所、壺川変電所、松尾変電所、古波蔵変電所、真玉橋変電所、上間変電所、与那原変電所、繁多川変電所、牧志変電所、久茂地変電所、西那覇変電所、泊変電所、曙変電所、勢理客変電所、宮城変電所、城間変電所、北那覇変電所、安室変電所、小那覇変電所、前田変電所、南上原変電所、安谷屋変電所、渡口変電所、瑞慶覧変電所、桑江変電所、北谷変電所、島袋変電所、中の町変電所、高原変電所、知花変電所、天願変電所、座喜味変電所、伊良皆第一変電所、屋良変電所、伊波変電所、新金武変電所、新名護変電所、伊平変電所
B－２	糸満変電所、阿波根変電所、与根変電所、南風原変電所、大名変電所、浦添変電所、牧港第一変電所、大山変電所、普天間変電所、美里変電所、中城湾変電所、喜仲変電所、与勝変電所、仲石変電所、石川変電所、富着変電所、恩納変電所、安富祖変電所、喜瀬変電所、名護変電所、久松配電塔、石垣配電塔、登野城配電塔、名蔵配電塔、石垣第二発電所、竹富配電塔、小浜配電塔、西表東変電所、上原配電塔、伊原間変電塔

誤

託送供給等約款 246頁

割引区分	割引対象変電所等
A-1	友寄変電所, 西那覇変電所, 北那覇変電所, 牧港第一変電所
A-2	西原変電所
A-3	—
B-1	友寄変電所, 高安変電所, 小禄変電所, 那覇変電所, 東町変電所, 壺川変電所, 松尾変電所, 古波蔵変電所, 真玉橋変電所, 上間変電所, 与那原変電所, 繁多川変電所, 牧志変電所, 久茂地変電所, 西那覇変電所, 泊変電所, 曙変電所, 勢理客変電所, 宮城変電所, 城間変電所, 北那覇変電所, 安室変電所, 小那覇変電所, 前田変電所, 南上原変電所, 安谷屋変電所, 渡口変電所, 瑞慶覧変電所, 桑江変電所, 北谷変電所, 島袋変電所, 中の町変電所, 高原変電所, 知花変電所, 天願変電所, 座喜味変電所, 伊良皆第一変電所, 屋良変電所, 伊波変電所, 新金武変電所, 新名護変電所, 伊平変電所
B-2	糸満変電所, 阿波根変電所, 与根変電所, 南風原変電所, 大名変電所, 浦添変電所, 牧港第一変電所, 大山変電所, 普天間変電所, 美里変電所, 中城湾変電所, 喜仲変電所, 与勝変電所, 仲石変電所, 石川変電所, 富着変電所, 恩納変電所, 安富祖変電所, 喜瀬変電所, 名護変電所, 久松配電塔, 石垣配電塔, 登野城配電塔, 名蔵配電塔, 石垣第二発電所, 竹富配電塔, 小浜配電塔, 西表東変電所, 上原配電塔, 伊原間変電塔

なお, 系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については, 原則として令和10年4月1日に見直しを行なうものとし, 当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものいたします。

(2) 系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ (1)の割引区分は, 10 (契約の成立および契約期間) (1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお, 連系変電所等については, 原則として令和10年4月1日に見直しを行なうものとし, 当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものいたします。

また, 令和6年3月31日までに発電量調整供給契約を締結している発電場

正

託送供給等約款 246頁

割引区分	割引対象変電所等
A-1	友寄変電所, 西那覇変電所, 北那覇変電所, 牧港第一変電所
A-2	西原変電所
A-3	—
B-1	友寄変電所, 高安変電所, 小禄変電所, 那覇変電所, 東町変電所, 壺川変電所, 松尾変電所, 古波蔵変電所, 真玉橋変電所, 上間変電所, 与那原変電所, 繁多川変電所, 牧志変電所, 久茂地変電所, 西那覇変電所, 泊変電所, 曙変電所, 勢理客変電所, 宮城変電所, 城間変電所, 北那覇変電所, 安室変電所, 小那覇変電所, 前田変電所, 南上原変電所, 安谷屋変電所, 渡口変電所, 瑞慶覧変電所, 桑江変電所, 北谷変電所, 島袋変電所, 中の町変電所, 高原変電所, 知花変電所, 天願変電所, 座喜味変電所, 伊良皆第一変電所, 屋良変電所, 伊波変電所, 新金武変電所, 新名護変電所, 伊平変電所
B-2	糸満変電所, 阿波根変電所, 与根変電所, 南風原変電所, 大名変電所, 浦添変電所, 牧港第一変電所, 大山変電所, 普天間変電所, 美里変電所, 中城湾変電所, 喜仲変電所, 与勝変電所, 仲石変電所, 石川変電所, 富着変電所, 恩納変電所, 安富祖変電所, 喜瀬変電所, 名護変電所, 石垣第二発電所, 西表東変電所

なお, 系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については, 原則として令和10年4月1日に見直しを行なうものとし, 当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものいたします。

(2) 系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ (1)の割引区分は, 10 (契約の成立および契約期間) (1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお, 連系変電所等については, 原則として令和10年4月1日に見直しを行なうものとし, 当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものいたします。

また, 令和6年3月31日までに発電量調整供給契約を締結している発電場

誤

新旧比較表 134頁

割引区分	割引対象変電所等
A-1	友寄変電所, 西那覇変電所, 北那覇変電所, 牧港第一変電所
A-2	西原変電所
A-3	二
B-1	友寄変電所, 高安変電所, 小禄変電所, 那覇変電所, 東町変電所, 壺川変電所, 松尾変電所, 古波蔵変電所, 真玉橋変電所, 上間変電所, 与那原変電所, 繁多川変電所, 牧志変電所, 久茂地変電所, 西那覇変電所, 泊変電所, 曙変電所, 勢理客変電所, 宮城変電所, 城間変電所, 北那覇変電所, 安室変電所, 小那覇変電所, 前田変電所, 南上原変電所, 安谷屋変電所, 渡口変電所, 瑞慶覧変電所, 桑江変電所, 北谷変電所, 島袋変電所, 中の町変電所, 高原変電所, 知花変電所, 天願変電所, 座喜味変電所, 伊良皆第一変電所, 屋良変電所, 伊波変電所, 新金武変電所, 新名護変電所, 伊平変電所
B-2	糸満変電所, 阿波根変電所, 与根変電所, 南風原変電所, 大名変電所, 浦添変電所, 牧港第一変電所, 大山変電所, 普天間変電所, 美里変電所, 中城湾変電所, 喜仲変電所, 与勝変電所, 仲石変電所, 石川変電所, 富着変電所, 恩納変電所, 安富祖変電所, 喜瀬変電所, 名護変電所, 久松配電塔, 石垣配電塔, 登野城配電塔, 名護配電塔, 石垣第二発電所, 竹富配電塔, 小浜配電塔, 西表東変電所, 上原配電塔, 伊原間変電塔

なお、系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については、原則として令和10年4月1日に見直しを行なうものとし、当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものいたします。

(2) 系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ (1)の割引区分は、10(契約の成立および契約期間)(1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお、連系変電所等については、原則として令和10年4月1日に見直しを行なうものとし、当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものいたします。

また、令和6年3月31日までに発電量調整供給契約を締結している発電場所については、原則

正

新旧比較表 134頁

割引区分	割引対象変電所等
A-1	友寄変電所, 西那覇変電所, 北那覇変電所, 牧港第一変電所
A-2	西原変電所
A-3	二
B-1	友寄変電所, 高安変電所, 小禄変電所, 那覇変電所, 東町変電所, 壺川変電所, 松尾変電所, 古波蔵変電所, 真玉橋変電所, 上間変電所, 与那原変電所, 繁多川変電所, 牧志変電所, 久茂地変電所, 西那覇変電所, 泊変電所, 曙変電所, 勢理客変電所, 宮城変電所, 城間変電所, 北那覇変電所, 安室変電所, 小那覇変電所, 前田変電所, 南上原変電所, 安谷屋変電所, 渡口変電所, 瑞慶覧変電所, 桑江変電所, 北谷変電所, 島袋変電所, 中の町変電所, 高原変電所, 知花変電所, 天願変電所, 座喜味変電所, 伊良皆第一変電所, 屋良変電所, 伊波変電所, 新金武変電所, 新名護変電所, 伊平変電所
B-2	糸満変電所, 阿波根変電所, 与根変電所, 南風原変電所, 大名変電所, 浦添変電所, 牧港第一変電所, 大山変電所, 普天間変電所, 美里変電所, 中城湾変電所, 喜仲変電所, 与勝変電所, 仲石変電所, 石川変電所, 富着変電所, 恩納変電所, 安富祖変電所, 喜瀬変電所, 名護変電所, 石垣第二発電所, 西表東変電所

なお、系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については、原則として令和10年4月1日に見直しを行なうものとし、当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものいたします。

(2) 系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ (1)の割引区分は、10(契約の成立および契約期間)(1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお、連系変電所等については、原則として令和10年4月1日に見直しを行なうものとし、当該見直し後は原則として5年ごとに見直しを行なうものいたします。

また、令和6年3月31日までに発電量調整供給契約を締結している発電場所については、原則

様式第6 (第12条関係)

送配電関連需要明細表

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要 7,310,238kWh、高圧需要 14,676,248kWh、低圧需要 18,157,665kWh。

様式第6 (第12条関係)

送配電関連需要明細表

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要 7,310,238kWh、高圧需要 14,676,248kWh、低圧需要 18,157,665kWh。

